

## 環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・ 1
	2015年9月26日から2015年10月25日までに公布された主な環境法令	・・・ 3
	2015年9月26日から2015年10月25日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・ 3
	2015年9月26日から2015年10月25日までの主な行政情報	・・・ 3
	2015年9月26日から2015年10月25日までの主な裁判情報	・・・ 6
	2015年9月26日から2015年10月25日までの主なニュース	・・・ 7

## 「環境法政策を読む」太陽光発電設備リサイクル

## 使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する検討会

環境省・経済産業省では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）によって大量に導入される太陽光発電設備等の将来の大量廃棄に備えて、平成 25 年度から本検討会でリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けて検討し、6月23日報告書をまとめた。太陽光発電設備等のリサイクルに関するモデル事業、分析試験、調査等を通じて、排出・撤去・運搬・処理の各段階での課題が整理され、国や関係者が取り組むべき対策が示された。今後は、「太陽光発電設備等の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」の策定を進めるなどの取組を順次実施していく。

平成 27 年度には、環境省、経済産業省や業界団体等が連携し「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」の策定等の対策を実施する。

## □ 太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた対策

## ■ 目指すべき方向性

整理した課題を踏まえ、あるべき姿の実現のために目指すべき方向性を整理した。

1. 最終処分負荷削減・不法投棄の未然防止対策の観点からリサイクルの受け皿（セーフティネット）を整備していく。リサイクルの経済性が高くないこと並びに埋立処分時に重金属等の溶出の懸念があることから、環境配慮設計等を通じて関連メーカーがリサイクルに関して一定の役割を果たすことが望ましい。
2. その上で、リサイクルの受け皿に使用済太陽電池モジュールを流すためのフローの適正化を図る（そのためには、適正な費用負担、撤去・運搬の適切性担保が必要）。
3. 国は関連事業者（関連メーカー、産廃処理・リサイクル業者等）による自主的な回収・適正処理・リサイクルシステムが円滑に運用されるよう必要な制度的措置を検討する。
4. リサイクルシステムの構築・運営に関する社会的コスト削減のために技術開発や環境配慮設計を推進する。その際、欧州 WEEE 指令におけるリサイクルシステムや技術と協調させる等、国際的な取組との整合にも配慮することが望ましい。

## 「環境法政策を読む」 太陽光発電設備リサイクル

5. 加えて、モジュールの発生時期を遅らせるための方策として、FIT 期間終了後の発電事業継続の可能性（機器の長寿命化やリユースを含む）も併せて検討する。

### ■ リユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた対策

対策メニュー	詳細	実施期間
回収・適正処理・リサイクルシステムの構築・強化	廃掃法の広域認定制度の活用等、関連事業者による回収・適正処理・リサイクルシステムを構築	準備期間 3年程度
	リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援・義務的リサイクルの必要性を検討（自主的スキームの運用状況等を見ながら）	
FIT 期間終了後の発電事業継続に向けた検討（リユースを含む）	モジュール廃棄時期平準化に向け、FIT 期間終了後の発電事業継続の可能性（リユースを含む）を検討	～2019年度
技術開発等の支援	環境省・NEDO によるリユース・リサイクル技術開発支援・実証事業	～2019年度
環境配慮設計の推進	関連メーカーにおける自主的な環境配慮設計ガイドラインの策定・フォローアップ	～2017年度
撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン作成 ※	撤去・運搬・処理に関する方法・留意事項に関するガイドライン作成、関係者への周知	2015年度
住宅用ユーザー・発電事業者等への周知	住宅用ユーザー・発電事業者等に対する適切な費用負担、処理費用の積み立て等によるリサイクルの確保に向けた周知・仕組み作り等を実施	～2017年度

#### ※撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン【詳細】

関係主体	検討課題
施工業者、建物解体業者 建設工事業業者、産廃処理・リサイクル業者、国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨される撤去・運搬・処理方法を関係者に広く周知。施行業者の資格制度・認定制度との連携も一案。</li> <li>・リサイクルシステムの構築状況や技術開発状況を踏まえてリバイズ。</li> </ul>

- 取組の進捗状況について本検討会の場で定期的（原則 1～2 年毎）にフォローアップし、政策が有効に機能していないようであれば、適宜必要な見直しを行う。
- フォローアップに際しては、適宜、排出見込量やリサイクル技術の動向、海外の政策動向等について、最新動向をフォローアップし、検討の参考とする。

### ■ 事業者における留意点

太陽光発電設備の撤去・運搬・処理に関するガイドラインの内容をフォローしていくとともに、事業者として、技術開発状況等、リサイクルシステムにかかる議論の方向性に留意していく必要がある。